

第 1755 回（6 月 16 日）

カナダのセイフティ・ネット政策

——NISAを中心として——

吉 井 邦 恒

カナダでは、1997 年度以降、NISA (Net Income Stabilization Account) を中心に作物保険と各州ごとの付帯制度を合わせた 3 本立てで、農業者の経営を安定化させるためのセイフティ・ネット政策が推進されている。

1. NISAの基本的な仕組み

NISAは、農業者と政府が農業者個人の口座に対象純販売額（ENS：対象作物について販売額から購入額を引いたもの）の一定割合を積み立てておき、一定の基準を下回る収入や所得の低下が生じたときに農業者が所定の額を口座から引き出すことができる制度である。

加入は任意であり、農業所得税を申告している者はだれでも年間 55 ドルの事務経費を負担すれば加入できる。

NISAの対象作物（ENSの算定対象となる農産物）は、穀物、油糧種子、果樹、野菜、花、肉牛、肉豚等である。供給管理政策の対象となっている酪農、家禽、卵は別の所得保証制度があるので対象外である。

農業者がENSの3%までを口座に預け入れたときには、政府はそれと同額を当該農業者の口座へ拠出する（農業者が3%預け入れたとき、連邦政府は2%、州政府は1%）。農業者はENSの3%に加えてさらにENSの20%まで（合計で23%）を口座に預け入れることができるが、この20%部分に対して政府は拠出を行わない。

農業者の預入れ分と政府の拠出分はそれぞれファンド1、ファンド2に区分経理され、前者には市中金利にプラスして3%のボーナス金利がつく。

農業者が口座から引き出しができるのは、

①安定化基準：粗利益（全農産物販売額から

対象経費を引いたもの）が過去5年間の平均粗利益を下回ったとき、

②最低所得基準：農外所得を含む全所得が最低所得（個人で1万ドル）に当該年度のENSの3%を加えたものを下回ったとき、
のいずれかの基準に該当する場合である。

2. NISAの実績

96 年度（95 安定年度）のNISAの加入率は、農場ベースでみて納税申告者の5割（1万ドル以上の現金収入がある農業者の63%）がNISAに加入している。穀物・油糧種子生産農家の加入率が高いが、最近制度の対象となった畜産農家の加入率はまだ低い状況にある。口座の残高は平均的な粗利益の35%程度の水準にまで積み上がっている。

95 安定年度では、加入者の約半数が引出基準に該当し、そのうちの4割（全加入者の2割）が引出を行った。

3. カナダのセイフティ・ネット政策の方向

NISAを中心とした最近のセイフティ・ネット政策をそれまでのカナダにおける政策と比較すると、①「産品特定の」から「農家単位」へ、②「特定リスク（収量、価格）」から「包括的リスク（収入）」へ、③「裁量型」から「ルール型」へ、④「受動型プログラム」から「参加型プログラム」という動きを読み取ることができる。